

一般競争入札を行いますので、京都市上下水道局契約規程第7条の規定に基づき、次のとおり公告します。

平成20年2月12日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 一般競争入札に付する事項

(1) 工事件名

配水管布設及び布設替に伴う連絡替工事

(2) 工事概要

ア 本設

(7) 給水管連絡替工

φ13ミリメートル 17件

φ20ミリメートル 7件

φ25ミリメートル 7件

φ40ミリメートル 5件

φ50ミリメートル 1件

(イ) 補助配水管連絡替工

φ25ミリメートル 1件

φ50ミリメートル 2件

(ウ) 新設補助配水管布設工

SGP-PD φ50ミリメートル L=5.7メートル

HIVP φ25ミリメートル L=1.2メートル

イ 仮設

(7) 給水管連絡替工

φ13ミリメートル 16件

φ20ミリメートル 7件

φ25ミリメートル 6件

φ40ミリメートル 5件

φ50ミリメートル 1件

(イ) 補助配水管連絡替工

φ25ミリメートル 1件

φ50ミリメートル 2件

(ウ) 仮設補助配水管布設工

SGP-PA φ50ミリメートル L=5.5メートル

HIVP φ25ミリメートル L=2.6メートル

(3) 工期

契約締結後180日以内

(4) 工事場所

京都市東山区清水三丁目～清水二丁目 地内

2 入札参加資格に関する事項

この公告に係る競争入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たす者で、競争入札の参加資格の確認においてその資格があると認められたものとします。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 一般競争入札に参加する者に必要な資格を有すること。

(3) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限から落札決定の日までの期間に、

京都市上下水道局競争入札等取扱要綱第27条第1項の規定に基づく競争入札の参加停止の期間が含まれていないこと。

- (4) 京都市上下水道局の平成18年度から21年度までの競争入札有資格者名簿に「管」工事で登録されていて、かつ、当局の補助配水管工事及び給水装置工事等に係る契約候補者に登録があること。
- (5) 建設業法第27条の23の規定に基づく最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（開札実施日の翌日において、当該審査基準日から1年7箇月を経過したものを除きます。）における「管」の総合評定値が750点以上あること。
- (6) 建設業法の定めるところにより、本件工事の施工に必要な監理技術者又は主任技術者を当該工事に専任で配置できること。（配置予定の監理技術者及び主任技術者の提出は1名とし、その変更については、相当の理由があるとして当局の承認を受けた場合を除き、認めないものとします。）

3 問い合わせ先、一般競争入札参加資格確認申請書等の交付期間及び交付方法

(1) 問い合わせ先

〒601-8004 京都市南区東九条東山王町12番地

京都市上下水道局本庁舎1階

京都市上下水道局総務部用度課

電話 075-672-7728

ホームページのアドレス <http://www.city.kyoto.jp/suido/yodo.htm>

(2) 交付期間

この公告の日から平成20年2月18日（月）まで。ただし、京都市の休日を含める条例に規定する本市の休日（以下「休日」といいます。）を除きます。

午前9時から午後5時まで。ただし、正午から午後1時までを除きます。

(3) 交付方法

上記(1)の場所にて無償で交付します。

なお、上記(1)の上下水道局ホームページからダウンロードすることもできます。

4 入札方式及び競争入札の参加資格の確認手続

(1) 本件入札は、京都市電子入札システムにより行います。

なお、入札参加希望者が電子入札により難いやむを得ない理由がある場合は、事前に管理者の承諾を受けることにより、紙による入札（以下「紙入札方式」といいます。）を認めることとし、別に定める方法により入札に係る手続を行います。

(2) 電子入札コアシステムに対応している認証局が発行したＩＣカード（本市に提出済みの「使用印鑑届」と同一名義人のもの又は受任者がいる場合には受任者名義のもので、かつ、落札決定日の日時までの間において有効であるものに限りま

す。）を取得したうえで、京都市電子入札システムへの利用者登録を行っている者が、インターネットを利用して入札データを送信する。（紙入札方式により入札に参加する場合は、京都市上下水道局総務部用度課（以下「用度課」といいます。）に持参すること。）

(3) 参加資格の確認の申請

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類（以下「申請書類」といいます。）を添付したうえで、京都市電子入札システムへ送信し、審査を受けることとします。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 添付書類

上記 2 (5)及び 2 (6)に掲げる条件に関する書類等

(4) 申請書類の提出期間

提出期間

この公告の日から平成 20 年 2 月 18 日（月）午後 5 時まで。ただし、受付時間

は、休日を除く午前9時から午後5時まで。（紙入札方式申請者は、正午から午後1時までを除きます。）

(5) 参加資格の確認の通知及び工事の設計書・図面等の複写について

申請書類の受領後、競争入札の参加資格の確認を行い、平成20年2月21日（木）に、京都市電子入札システムにより確認するように電子メールを送信します。（紙入札方式による場合は、用度課にて掲示します。）

工事の設計書及び図面については、電子入札システムにて一般競争入札参加資格確認通知書を印刷（紙入札方式による場合は、複写承認書を用度課で発行します。）し、平成20年2月27日（水）までの期間に株式会社中央精器（京都市下京区烏丸通五条下ル大阪町396番地 電話075-871-8400）において有償にて配布します。（受付時間は、午前9時から午後5時までとします。）

この期間に設計書及び図面の購入をされなかった場合、積算不能として本件入札に参加することができません。

(6) 参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

ア 参加資格がないと認められた者は、管理者に対し、書面により競争入札の参加資格がないと認めた理由の説明を求めることができます。

なお、当該書面は、平成20年2月26日（火）までに、上記3(1)の場所に提出することとします。

イ 管理者はアによる説明を求められたときは、平成20年2月29日（金）までに説明を求めた者に対し、書面により回答します。

(7) 参加資格の確認の取消し

参加資格があると認めた者が次の各号のいずれかに該当することになったときは、管理者は上記(5)による通知を取り消し、改めてその旨を通知します。

ア 参加資格があると認められた者が、入札日時までに、京都市上下水道局契約規程第3条に規定する一般競争入札参加者の資格を喪失したとき。

イ アに掲げるもののほか、この入札に参加する者に必要な資格を欠くこととなったとき。

ウ その他管理者が特に入札に参加させることが不適當であると認められたとき。

5 入札期間及び開札日

(1) 入札期間

平成20年3月6日(木)、7日(金)及び10日(月)の午前9時から午後5時まで。(ただし、紙入札方式により入札書を持参する者は正午から午後1時までを除きます。)

入札データを送信する際、積算内訳書に工事名及び工事場所、開札日、会社の商号又は名称並びに代表者の役職名及び氏名を記載したうえ、添付すること。積算内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではありません。

(3) 開札日時

平成20年3月11日午前9時より開札し、落札者を決定する。

なお、落札者に対しては、落札結果を電子入札システムにより確認するよう開札日の午後5時までに、電子メールを送信します。(紙入札方式申請者は電話により通知します。)

(4) 入札の執行結果の公表

入札の執行結果は、決定後上記3(1)の場所で閲覧に供し、併せて上下水道局ホームページにおいて公表します。

(5) 入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税及び地方消費税を含まない金額を入札することとします。

7 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。ただし、低入札調査価格制度に係る調査基準価格を下回る価格で入札を行った場合は、同制度による調査を実施し、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるときは、その者との契約を行わないことがあります。

8 入札の無効

京都市上下水道局契約規程第12条各号（第3号を除きます。）に定めるもののほか、虚偽の申請により参加資格があると認めた者が行った入札は、無効とします。

9 その他

- (1) この調達は、政府調達に関する協定の適用を受けるものではありません。
- (2) この手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。
- (3) 入札保証金 免除
- (4) 契約保証金 要
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 前払い金 交付

(上下水道局総務部用度課)